

第 20 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年豊川市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

8	市長	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に準じて行う食事の提供に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第 2 の 8 の項を次のように改める。

8	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 15 の項中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削り、同表に次のように加える。

29	市長	子ども・子育て支援法に準じて行う食事の提供に要する費用の助成に関する事務であって規則で定	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支
----	----	--	--

		めるもの	援事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
--	--	------	--------------------------

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市が定める個人番号を利用する事務に子ども・子育て支援法に準じて行う食事の提供に要する費用の助成に関する事務を追加するとともに、当該事務で利用する特定個人情報を含め、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。